

第1 子どもの人権の尊重

I 基本的な考え方

昨今の子どもの健全育成を巡っては、児童虐待、いじめの問題など子どもの人権にかかわる深刻な問題が生じております。子どもの人権を尊重するためには家庭と学校、地域社会が共に手を携えて、専門機関と連携して問題解決を図っていくことが大切です。

子どもの人権に関する法制度等については、平成6年に「子どもの権利条約」が批准され、また、平成12年には深刻化する児童虐待に対応するべく「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されています。このような流れを受けて、市は子どもたちの健やかな成長をめざしたまちの目標である「三鷹子ども憲章（仮称）」を制定し、憲章の理念に沿った子ども施策を推進します。

いじめをなくす取り組みでは、学校と家庭、地域の連携により、いじめの未然防止と早期解決を図るなか、いじめ問題の根絶を図っています。また、すべての小・中学校にスクールカウンセラー

を配置するなど、不登校をなくすための取り組みを進めており、不登校を理由とした長期欠席者は減少傾向にあります。

しかし、子どもや家庭をとりまく問題は、個別の関連機関だけでは解決困難な事例が増えており、これからの取り組み課題となっています。

今後は、関係機関や専門家との連携による子どもの相談に関する総合的なネットワークにより、児童虐待の早期発見、早期対応から家庭復帰後の見守りや課題を抱えた家庭への支援、養育家庭制度の拡大をめざします。

また、子どもたちを地域社会全体で育む環境整備を進め、子どもの成長を支援するための施策の充実に努めます。子どもが自主性・創造性ととも社会性を養えるよう、地域での遊び場の確保や、地域社会と家庭、学校や保育園等との連携を図ります。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
いじめの発生件数	小学校12件 中学校14件	小学校0件 中学校3件	小学校9件 中学校10件	減少

市立小・中学校におけるいじめの発生件数をもとにした指標です。学校と家庭、地域の連携により、いじめの未然防止と早期解決をめざします。

(文部科学省「児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸課題に関する調査」結果から)

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
「病気等」を理由としない長期欠席(30日以上)者数	小学校40人 中学校80人	小学校27人 中学校80人	小学校12人 中学校47人	減少

不登校の児童・生徒数をもとにした指標です。学校と家庭、地域の連携や、スクールカウンセラー、学習指導員、メンタルフレンド等を活用した対策等により、不登校の未然防止と不登校児童・生徒の学校への復帰をめざします。

(文部科学省「児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸課題に関する調査」結果から)

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
子ども家庭支援センターの利用者数	42,011人	63,445人	72,228人	75,000人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数をもとにした指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 条例・計画等の整備	(1)「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進	主要 ①「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進 ②「子どもの権利条約」の啓発・推進
	(2)「次世代育成支援行動計画2010」の推進	主要 ①「次世代育成支援行動計画2010」の推進
2 相談機能の充実	(1)子どもからの相談体制の充実	主要 ①児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実 主要 ②児童青少年相談での ICT 活用 主要 ③子ども相談窓口機能の充実
	(2)教育相談等の充実	主要 ①総合教育相談窓口相談事業の充実 主要 ②教育相談体制の拡充
	(3)子育て相談事業の拡充	主要 ①子育て相談事業の拡充 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
3 虐待・いじめ・不登校等への対応	(1)虐待への対応と防止策の充実	新拡 ①産後早期の母子育児支援 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照) 新拡 ②相談機能の強化と関係機関との連携
	(2)いじめ・不登校への対応	①不登校問題の抜本的解決への施策の検討 ②教育相談等の充実 ③家庭・学校・地域社会の連携 ④青少年対策各地区委員会等との連携
	(3)地域の子育て力の向上	主要 ①子ども家庭支援センター機能の強化 主要 ②ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用 主要 ③地域における子育てグループの育成
	(4)子ども自身の力を高めるプログラムの普及	新拡 ①子ども自身の力を高めるプログラムの普及 (「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照)
4 学習援助と機会の保障	(1)教育支援が必要な児童・生徒への学習支援等の充実	①学習指導員の派遣と学習援助の拡充 ②発達障がいに関する理解と適切な対応のための研修等の推進 ③教育支援学級の指導内容と交流教育の充実 ④一人ひとりに対応できる学習支援システムの確立 ⑤就学相談体制の充実
	(2)海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実	新拡 ①海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実 (「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照) 新拡 ②多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)

5 子どもの生活環境の整備と安全の確保	(1)子どもの居場所づくり	主要 ①地域子どもクラブ事業の拡充 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) 主要 ②学童保育所・地域子どもクラブ等との連携 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) 主要 ③遊び場広場(プレイパーク)事業の実施 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照) 新・拡 ④児童館の充実 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
	(2)子どもの生活環境の向上 (3)子どもの安全対策の強化	①子どもの生活環境の向上と有害環境の改善 主要 ①防犯ブザーの貸与 主要 ②安全安心・市民協働パトロールとの連携 主要 ③みたか子ども避難所の拡充 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) 主要 ④親子安心システムの構築 (「第3部-第3 2 安全安心のまちづくり」参照) ⑤学校における啓発事業の実施 (「第3部-第3 2 安全安心のまちづくり」参照) ⑥学校安全推進員(スクールエンジェルス)の配置や防犯カメラの設置等による学校の安全対策の充実 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
6 推進体制の整備	(1)子ども家庭支援ネットワークの推進	主要 ①関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援
	(2)家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進	主要 ①家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成
	(3)NPO・民間団体等との連携方法の検討	新・拡 ① NPO・民間団体等との交流・連携方法の検討

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

IV 主要事業の内容とスケジュール

1-(1)-① 「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進

子どもたちが健やかに成長するためのまちの目標として、子ども自身の声を最大限に反映し、子どもたちが口ずさめるような、わかりやすく親しみやすい「三鷹子ども憲章(仮称)」を制定します。憲章の制定後は、その普及・啓発を図るとともに、憲章の理念に沿った子ども施策を推進します。

(市・市民・関係機関・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 検討	20 制定・推進	21	22
「三鷹子ども憲章(仮称)」の啓発・普及と憲章に基づく子ども施策の推進	制定	検討				

1-(2)-① 「次世代育成支援行動計画2010」の推進

誰もが安心して教育・子育てができるやさしいまちづくりをめざして、次世代育成支援対策推進法による地域行動計画「次世代育成支援行動計画2010」に基づく施策を推進します。

(市・市民・関係団体・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「次世代育成支援行動計画2010」の推進	推進	推進	19 推進	→		

- 2-(1)-① 児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実
- 2-(1)-② 児童青少年相談でのICT活用
- 2-(1)-③ 子ども相談窓口機能の充実

子ども本人からのSOSや相談等を受けとめるための相談窓口機能として子ども家庭支援センターや児童館及び教育総合相談窓口等の関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。また、相談における効果的なICTの活用についても検討を進めます。

(市・市民・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実	充実	充実	19 充実	→		
子ども相談窓口機能の充実	充実	検討	検討	実施	充実	→

- 2-(2)-① 総合教育相談窓口相談事業の充実
- 2-(2)-② 教育相談体制の拡充

平成18年度に設置した総合教育相談窓口において、様々な相談事業・派遣事業を連携統合して実施してきましたが、今後も専門性の高い教育相談員の確保・増員を図るとともに、各学校のスクールカウンセラーや教育支援コーディネーターとの連携を強化し、教育相談の開設時間を拡大します。

(市・都・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
総合教育相談窓口相談事業の充実	充実	総合教育相談窓口設置	19 充実	→		
教育相談員の増員	推進			実施	推進	→

- 3-(3)-① 子ども家庭支援センター機能の強化
- 3-(3)-② ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用
- 3-(3)-③ 地域における子育てグループの育成

子ども家庭支援センターすくすくひろば、のびのびひろばを、市の子育て支援拠点として機能を充実させます。また、ファミリー・サポート・センターの活用により、地域の子育て力の向上を図るとともに、出前型ひろば事業や育児講座などを展開しながら地域における子育てグループの育成を行います。

(市・市民・関係機関・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
子ども家庭支援センター機能の強化	拡充	継続	19 継続	→		
ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用	継続	継続	継続	→		

- 5-(3)-① 防犯ブザーの貸与
- 5-(3)-② 安全安心・市民協働パトロールとの連携

子どもの安全を確保するため、小中学生を対象に防犯ブザーを貸与します。また、安全安心・市民協働パトロールと連携して、地域で子どもを守る体制づくりを推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
防犯ブザーの貸与	推進	実施	推進	→		
安全・安心市民協働パトロールとの連携	推進	実施	推進	→		

6-(1)-① 関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援

子どもの人権を保障し、虐待の問題や、学校におけるいじめ等の問題に対応して、子どもと家庭を支援していくために、市内の関係セクションの連携をさらに強化します。また、子ども家庭支援ネットワークを通し、児童相談所等の関係機関や専門家等を含めた、迅速な対応を行い、子どもと家庭を支援します。
(市・関係機関・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援	推進	推進	継続	→		

6-(2)-① 家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成

市内外のネットワークの中心となってよりよい対応をコーディネートする機能として、子ども家庭支援センターを中核とした家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)を推進するとともに、人財の増強と育成に努めます。

(市・市民・関係機関・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成	推進	推進	継続	→		

V 新規・拡充事業の内容

3-(1)-② 相談機能の強化と関係機関との連携

担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談機能を組織的に強化することにより、児童虐待の早期発見に努め、虐待の事実に対しては、関係機関との連携により迅速かつ適切な措置を図ります。

(市・関係機関)

6-(3)-① NPO・民間団体等との交流・連携方法の検討

児童虐待や不登校、学習障がいや障がい児教育等に関連するNPO、民間団体等の活動に対して、必要に応じて支援・連携を行うことを検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

第2 子育て支援の充実

いきいきと子どもが輝く
教育・子育て支援のまちをつくる

I 基本的な考え方

厚生労働省の2006年人口動態統計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を示す「合計特殊出生率」が1.32となり、やや上向いたとはいえ、いまだ少子化の傾向は続くと考えられます。そうした状況の中、少子化の流れを変えるための施策が国を挙げて求められており、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、自治体・企業に対して、地域における子育て支援などの計画の策定が義務付けられました。市では、平成16年12月に「次世代育成支援行動計画 2010」を策定し、いきいきと子どもが輝く教育・子育てのまちづくりをめざしています。

平成19年9月現在の市内の年少人口（0～14歳）比率は12.1%であり、人数、構成比とも増加しています。また、就労形態の多様化、女性の就労の増加などにより、保育園の入所希望者が増えています。待機児童数についても、市ではこの間、公設民営保育園や認証保育所の開設を行ってききましたが、解消には至っておりません。今後も多様な保育ニーズへの対応、待機児童の解消に向けて、施設の機能拡充に加え、民間保育所・認証保育所の開設支援等を引続き行います。学童保育所については、改修箇所を増やして、定員の増加を図ります。

また、少子化、核家族化の進行により、親が子

育てについて不安や悩みを抱える場合も多く、また乳幼児への虐待が深刻化するなど、在宅子育て支援への対策が急務となっています。このようなことから、平成14年4月に下連雀3丁目に子ども・子育て支援の中核施設を開設しました。子育てをしている家庭を支援するため、「すくすくひろば」に続く2か所目の子ども家庭支援センターとなる「のびのびひろば」と、長時間保育や一時保育機能を持つ公設民営の三鷹駅前保育園を併設し、多様化するニーズに多面的に対応できる施設が整備されました。今後は、各施設の運営の充実を図るとともに、在宅子育て支援として、子育て相談や親子のネットワークづくりのきっかけとなるよう、ひろば機能の地域展開を進めていくため、出前ひろば事業や一時保育等の拡充により、地域における子ども・子育て支援を充実させます。

さらに、子ども家庭支援センターを軸とした子育て相談事業の拡充や、子どもの相談に関する総合的なネットワーク機能を充実させていくとともに、育児支援ヘルパー事業等の在宅子育て支援、保育園・学童保育所・児童館などの充実、ひとり親家庭の支援、保育園と幼稚園の連携などにより、施策の総合化と充実を図っていくため、「子ども・子育てビジョン（仮称）」を策定します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
保育園待機児童数の減少	183人 (4月1日)	234人 (4月1日)	157人 (4月1日)	0人

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
保育園・認証保育所における保育定員数	—	1,854人	2,118人	2,340人

保育園の待機児童数と保育定員数を示す指標です。市立幼稚園園後の施設の活用や、民間保育所等の開設支援、連携により、平成19年4月1日現在で121人だった待機児童をなくすことをめざします。

5 保育サービスの充実	(1)保育内容の充実	【主要】 ①延長保育実施園の拡大 【主要】 ②保育園の耐震化の推進 【新・拡】 ③病児保育事業の充実 【新・拡】 ④働き方に即した保育サービスの提供 【新・拡】 ⑤セーフティネットの機能確保 【新・拡】 ⑥保育の質の確保 【新・拡】 ⑦第三者によるサービス評価の実施と支援 【新・拡】 ⑧市立保育園における食育の推進 ⑨産休明け保育等への対応 ⑩年末保育の実施
	(2)障がい児保育の充実	【新・拡】 ①障がい児保育の充実
	(3)民間保育所等の支援	①私立保育園への助成 ②認証保育所、認可外保育室等への助成
	(4)私立幼稚園との連携	【主要】 ①私立幼稚園と保育園との機能連携の研究 (「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照) ②私立幼稚園の預かり保育に係る助成制度のあり方の検討
	(5)効率的な保育園の運営	【新・拡】 ①市立保育園の効率的な運営の検討とその実施 【新・拡】 ②公設民営保育園の運営の充実
	(6)財源の確保と費用負担のあり方の検討	①公平な費用負担のあり方の検討 ②認証保育所、認可外保育室利用者への助成の検討

6 児童青少年の活動支援	(1)地域子どもクラブ事業の拡充	【主要】 ①地域子どもクラブ事業の拡充 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	(2)学校開放の充実・整備	①学校開放の充実・整備 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	(3)児童館の充実	【新・拡】 ①東西児童館の特色ある運営 【新・拡】 ②すすくひろば・学童保育所・地域子どもクラブ等との連携 【新・拡】 ③中学生・高校生への支援
	(4)学童保育所の充実	【主要】 ①学童保育所の整備 ②児童館・地域子どもクラブ等との連携 ③学童保育所定員等の適正な設定の検討 ④障がい児受け入れ人数拡充の検討
	(5)社会参加の促進	①子ども議会の開催 ②地域活動への参加促進 ③学校教育との連携 (「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照)
	(6)文化芸術活動への支援	①児童青少年の芸術文化活動への支援 (「第7部-第3 芸術・文化のまちづくりの推進」参照)

7 ひとり親家庭の支援	(1)日常生活の支援	①自立支援の拡充 ②日常生活の援助 ③養育の支援 ④ひとり親医療費助成の充実
	(2)母子生活支援施設の建替え	【主要】 ①母子生活支援施設の建替え

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
ファミリー・サポート・センター事業の利用件数	—	6,971件	10,461件	11,000件

ファミリー・サポート・センターが行う事業を利用した件数の指標です。子育て中の保護者の支援と地域における子育て機能の強化をめざします。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 計画の整備	(1)「次世代育成支援行動計画2010」の推進	主要 ①「次世代育成支援行動計画2010」の推進 〔第6部-第1 子どもの人権の尊重〕参照)
	(2)「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定	主要 ①「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定
2 子育て相談事業の拡充	(1)子育て相談事業の拡充	主要 ①子ども家庭支援センター(すくすくひろば・のびのびひろば)での相談事業の拡充 主要 ②保育園機能の地域での活用 主要 ③インターネットを活用した子育て相談の充実
	(2)ひとり親家庭への相談の充実	①相談体制の整備 ②児童訪問援助事業(ホームフレンド事業)の検討
	(3)子育て支援総合コーディネーター機能の強化	新・拡 ①地域子育て支援拠点整備の検討 新・拡 ②子育て支援情報の提供 新・拡 ③親支援プログラムの展開
3 待機児童の解消への取り組み	(1)待機児童の解消への取り組み	主要 ①保育園の改修・建替え等による保育定員の拡充 主要 ②民間保育所の開設 主要 ③認証保育所の開設
		④認定子ども園との連携の検討 ⑤家庭福祉員(保育ママ)の拡充 ⑥幼稚園の預かり保育拡充
4 在宅の子育て支援の充実	(1)一時保育等の拡充	①緊急一時保育の拡充 ②一時保育の拡充 ③子どもショートステイの充実 ④ファミリー・サポート・センター事業の展開
		新・拡 ①保育園地域開放事業の充実 新・拡 ②NPO等との連携 ③子育てひろば事業の拡充 ④男性の育児参加の推進 ⑤三世代交流の推進
	(3)地域における子育てグループの育成	①保育園での地域の子育て拠点機能の充実 ②地域の子育てグループの育成 ③ファミリー・サポート・センター事業充実のための子育てボランティア育成と地域活動の推進
		(4)障がい児療育の拡充の検討

8 母子保健・医療等の推進	(1) 疾病予防・健康増進事業の推進	①乳幼児健康診査・予防接種の実施
	(2) 妊娠・出産・育児に関する家族支援	主要 ①虐待防止と親の心のケア 新・拡 ②産前・産後の母子育児支援 新・拡 ③育児支援ヘルパー事業の実施 ④健康教育・相談・訪問事業の推進 ⑤助産師会・児童相談所・子ども家庭支援センター・北野ハピネスセンター等関係機関との連携 ⑥両親学級の充実等による育児支援
	(3) 小児夜間診療体制の構築	①小児初期平日準夜間診療事業の推進
	(4) 乳幼児医療費助成の充実	新・拡 ①乳幼児医療費助成の充実
	(5) 義務教育就学児医療費助成の実施	新・拡 ①義務教育就学児医療費助成の実施
	(6) 児童手当の拡大	①児童手当の拡大
9 推進体制の整備	(1) 子ども家庭支援ネットワークの推進	主要 ①子ども家庭支援ネットワークの推進 〔第6部-第1 子どもの人権の尊重〕参照
	(2) 「保育関係者等懇談会(仮称)」の設置	①「保育関係者等懇談会(仮称)」の設置

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(2)-① 「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定

市がこれまで取り組んできた子ども・子育て支援に関する施策の達成状況や課題を十分に把握する中で、子ども・子育て支援に関する今後の施策の指針となる、「子ども・子育てビジョン(仮称)」を策定します。「子ども・子育てビジョン(仮称)」は、三鷹の教育のめざすべき方向性を示した「教育ビジョン」との相互補完関係を持ち、主に0歳から就学前を中心に、子ども・子育てに関する施策の重点化や施設の整備・充実についての方向性を示すものとなるよう検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定	策定	調査・研究	調査・研究		策定	

■ 2-(1)-① 子ども家庭支援センター(すくすくひろば・のびのびひろば)での相談事業の拡充

■ 2-(1)-② 保育園機能の地域での活用

■ 2-(1)-③ インターネットを活用した子育て相談の充実

子ども家庭支援センターでの相談事業を拡充するとともに、保育園の地域化事業の充実やインターネットの活用により、子育てについて一人で悩まない仕組みづくりと、児童虐待等の深刻化を未然に防止するためのファミリー・ソーシャルワークを基礎とした事業拡充を行います。

(市・市民・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
子ども家庭支援センター(すくすくひろば・のびのびひろば)での相談事業の拡充	推進	実施	推進			
保育園機能の地域での活用	推進	実施	推進			
インターネットを活用した子育て相談の充実	推進	実施	推進			

3-(1)-① 保育園の改修・建替え等による保育定員の拡充

多様化する保育ニーズに対応し、待機児童を解消するため、公設民営化による整備を含め、公私立保育園の新規開設及び建替えに伴う保育定員320人の拡充を行いました。平成20年度に向けては、さらに市立こじか保育園と私立弘済保育所おひさま保育園の新規開設等により、保育定員拡大を図ります。

(市・都・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
公私立保育園における改修・建替え等による保育定員の拡充	開設・待機児童の解消	新規開設4園 定員拡充4園	3園	3園		1園

3-(1)-② 民間保育所の開設

3-(1)-③ 認証保育所の開設

多様化する保育ニーズに対応し、待機児童を解消するため、民間保育所、認証保育所等の開設支援などによる民間活力の導入を進めていきます。

(市・関係機関・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
民間保育所・認証保育所等の開設支援	開設・待機児童の解消	新規開設5園	1園	1園	1園	1園

5-(1)-① 延長保育実施園の拡大

多様化する保育ニーズに対応するために、延長保育実施園の拡大に努めます。

(市・関係機関・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
延長保育実施園の拡大	公立保育園全園での延長保育実施	9園実施			1園	1園

5-(1)-② 保育園の耐震化の推進

7-(2)-① 母子生活支援施設の建替え

耐震改修促進法や公共施設の計画的な維持・保全を行う「ファシリティ・マネジメント」の確立に向けて行われている耐震診断調査の結果を踏まえ、保育園施設の耐震化を計画的に進めていきます。

複合施設である中央保育園及び母子生活支援施設については、築37年が経過し老朽化が進んでいることから、施設の安全性確保に向けての早期対応が必要であると判断し、速やかに仮園舎及び仮施設の建設を行うとともに、新施設の整備計画を早急にまとめ、平成21年度末を目途に整備を行います。

(市・都・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
中央保育園及び母子生活支援施設の建替え (事業費:約7億6千万円)	整備	調査・検討	調査・計画	設計・工事	完成	
保育園の耐震化の推進	耐震化	調査・検討	耐震化の推進	→		

6-(4)-① 学童保育所の整備

学童保育所については、待機児童の解消や児童一人あたりの適正な保育面積の確保など地域ごとの実情に沿った運用について検討し、改修・整備を進め、充実に努めます。

(市・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
学童保育所の整備 (事業費:約3億4千万円)	10か所の改修	南浦小・三小・ 一小・東台小・ 高山小	2か所	1か所	1か所	1か所

■ 8-(2)-① 虐待防止と親の心のケア

虐待の問題を家族単位でとらえて相談・支援を行うファミリー・ソーシャルワークの視点に立ち、虐待を受けている子どもへの支援だけではなく、虐待をさせないための、親への支援とサポートを充実するとともに、特に親の心のケアに関する事業を推進します。

(市・関係機関・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
虐待防止と親の心のケア	推進	実施	推進			

V 新規・拡充事業の内容

■ 2-(3)-① 地域子育て支援拠点整備の検討

■ 2-(3)-② 子育て支援情報の提供

■ 2-(3)-③ 親支援プログラムの展開

在宅の子育て支援を強化するため、拠点の地域展開を検討します。また、子ども家庭支援センターを拠点に、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスが提供できるよう、子育て支援サービスの総合コーディネート機能を強化します。また、相談・具体的サービス提供の事業主体について柔軟な体制の検討を進めます。

(市・市民・関係機関・NPO等)

■ 4-(2)-① 保育園地域開放事業の充実

子育て不安の解消のため、保育園の地域開放を拡充するとともに、地域で子育てしている親子を対象とした地域子育てグループ育成事業など、保育園の専門的な機能を活かした事業を実施します。

(市・市民)

■ 4-(2)-② NPO等との連携

NPO等が運営する、親子交流事業との連携を検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 5-(1)-③ 病児保育事業の充実

病後のため保育園等に預けられない子どもを対象とした病児支援を推進します。

(市・市民・関係機関)

■ 5-(1)-④ 働き方に即した保育サービスの提供

■ 5-(1)-⑤ セーフティネットの機能確保

利用者の生活実態及びニーズ等を踏まえ、多様化する保育ニーズに合ったサービスの提供を推進します。また、養育困難家庭やひとり親家庭の優先入所等福祉的ニーズに対応する機能を確保します。

(市・関係機関)

■ 5-(1)-⑥ 保育の質の確保

公立保育園の保育士等が培ってきた保育ノウハウや保育のガイドライン(平成16年度策定)を活用しながら、市全体の保育水準の維持向上を図ります。

(市)

5-(1)-⑦ 第三者によるサービス評価の実施と支援

利用者満足度の把握及び利用者の声を反映できる仕組みを検討し、第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への支援を推進します。

(市・民間)

5-(1)-⑧ 市立保育園における食育の推進

保育園における「食」環境の整備を推進していくため、アレルギー食対応の充実をさらに図っていくとともに、離乳時期の対応を強化する等、食育の推進に努めます。

(市)

5-(2)-① 障がい児保育の充実

障がいを持つ子も持たない子も共に育ちあひ豊かな社会性を育むため、0歳から就学前の児童を対象に、公私立保育園において集団保育を行うとともに北野ハピネスセンターを始めとする関係諸機関と連携を取りながら、障がい児保育の充実に取り組みます。

(市・関係機関・関係団体)

5-(5)-① 市立保育園の効率的な運営の検討とその実施

5-(5)-② 公設民営保育園の運営の充実

経営主体等のあり方を含め、市立保育園の効率的な運営のあり方を検討・実施します。公設民営保育園については、地域の子育て支援の拠点となる保育園として運営を充実させます。

(市・民間)

6-(3)-① 東西児童館の特色ある運営

6-(3)-② すくすくひろば・学童保育所・地域子どもクラブ等との連携

6-(3)-③ 中学生・高校生への支援

東西児童館の特色ある活動を推進するとともに、中学生・高校生の自主的な活動への支援も行います。

(市・市民・関係機関・NPO等)

8-(2)-② 産前・産後の母子育児支援

一貫した支援体制のもとに誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、公費負担による妊婦健康診査の拡充を図るとともに、妊婦・新生児訪問などの充実を図り、母親の心の健康支援事業を推進します。

(市・関係機関・関係団体)

8-(2)-③ 育児支援ヘルパー事業の実施

養成講座を受け登録したヘルパーや助産師が、出産後間もない家庭や、育児ストレス等で他の子育てサービスを利用し難い家庭を訪問して、身の回りの世話や育児を行い、産褥婦と新生児の援助をします。

(市・市民)

8-(4)-① 乳幼児医療費助成の充実

乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、所得制限を緩和し、乳幼児医療費助成の拡充を図ります。

(市)

8-(5)-① 義務教育就学児医療費助成の実施

義務教育就学児の保護者の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成し、児童の健やかな育成を支援します。

(市)

第3 魅力ある教育の推進

I 基本的な考え方

三鷹の教育がめざすべき基本的かつ総合的な構想である「教育ビジョン」に基づき、市の地域特性を活かして学校、家庭、地域が連携して共に子どもたちを育成していく施策を展開することで、0歳から15歳まで安心して子どもを育てられる教育環境の整備に努めます。

子どもたちが、小学校入学前後の移行期を円滑に過ごし、かつ実り多いものとするために私立幼稚園・公私立保育園・小学校の密接な連携体制を確立します。

義務教育については、小学校と中学校の強固な連携と円滑な接続により、義務教育9年間をトータルでとらえる小・中一貫教育校を市内すべての小・中学校で実施します。これにより、身近な人々とともに適切な関係を結び、生きていく力＝人間力と、社会とかかわりをもち社会の一員として役割を果たしながら自己実現を図ることのできる力＝社会力を兼ね備えた子どもの育成を実現します。さらに、こうした基礎的・基本的な力を

身に付けるために学校は教育に地域の力を活用するだけでなく、地域の中での多様な学習機会の提供を図ります。また、障がいのあるなしにかかわらずすべての子どもに対して、一人ひとりの教育ニーズに応える「教育支援プラン（特別支援教育推進計画）」を策定しました。このプランでは、学校教育に携わるすべての人や保護者、地域の人々、学校教育以外の関係機関も含めて新たな教育システムへの意識改革を推進する考え方を明らかにしています。さらに学校運営連絡会を発展・充実させて学校運営協議会を発足させ、地域からの積極的な学校運営への参画を図るとともに、学校教育に対する外部評価システムの拡充及び学校における目標管理の導入を行い、多様なニーズに対応できる三鷹ならではの教育をめざします。

高等教育等については、市内の高等教育機関と協働し、特に生涯教育の場で地域との連携を深めるとともに私立高校への助成などを通じて支援します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
市立小・中学校のインターネット対応可能な学校教育コンピュータの整備台数	676台	1,102台	1,228台	1,650台

情報・科学教育の充実に関する基礎的なインフラ整備を示す指標です。IT新改革戦略に示されるコンピュータの配置基準を目標としコンピュータの整備を進めるとともに、市独自の情報教育基盤の整備をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
授業が分かる児童・生徒の割合				
小学校5年	—	—	88.3%	増加
中学校2年	—	—	67.6%	増加

学校での勉強の理解度を示す指標です。一人ひとりの児童・生徒へのきめ細かい指導を充実させ、児童・生徒へのかかわり、授業改善を推進します。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進	(1)「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進	【主要】 ①「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)
2 幼稚園・保育園の適正配置	(1)保育ニーズに合わせた保育園の配置	【新拡】 ①保育ニーズに合わせた保育園の配置
3 幼児教育の充実	(1)教育機関の相互連携の強化 (2)家庭との連携 (3)地域との連携 (4)保育園教育の充実	【主要】 ①私立幼稚園と保育園との機能連携の研究 ②私立幼稚園保護者への助成の充実 ③私立幼稚園への助成の充実 【主要】 ①家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の導入と人財育成 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照) ②子育て相談事業の拡充 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照) 【主要】 ①児童館、すくすくひろば、地域子どもクラブ等との連携 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) ①保育内容の充実 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
4 教育内容の充実	(1)教育内容の充実 (2)学級規模の適正化 (3)学校図書館の充実 (4)中学生海外派遣事業の推進 (5)芸術・文化活動との連携	【主要】 ①人権教育の充実 【主要】 ②情報教育の充実 【新拡】 ③科学教育の充実 【新拡】 ④教員用コンピュータの整備 【新拡】 ⑤食育の推進 ⑥教育支援の充実 ⑦平和教育の充実 (「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照) ⑧男女平等教育の充実 (「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照) ⑨国際理解教育の充実 (「第1部-第1 国際化の推進」参照) ⑩健康・安全教育の充実 ⑪環境教育の充実 ⑫芸術文化教育の充実 【主要】 ①少人数指導へのボランティア等の導入推進 ②適正な学級規模の検討 【主要】 ①学校図書館の整備と地域開放の実施 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) ①中学生海外派遣事業の推進 【主要】 ①市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりの推進 (「第7部-第3 芸術・文化のまちづくりの推進」参照) ②学校教育と連携した芸術文化事業の導入 (「第7部-第3 芸術・文化のまちづくりの推進」参照)
5 虐待・いじめ・不登校等への対応	(1)虐待への対応と防止策の充実 (2)いじめ・不登校への対応	①虐待への対応と防止策の充実 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照) ①いじめ・不登校への対応 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)

6 学習援助と機会の保障	(1)教育支援プランの推進	主要 ①一人ひとりのニーズに応える教育支援の推進 主要 ②教育支援が必要な児童・生徒への学習支援等の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照) 主要 ③計画的な教育支援学級の設置
	(2)海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実	新・拡 ①海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実
7 義務教育での保護者負担の軽減等	(1)保護者負担の軽減等	①修学旅行、教材等への公費負担の継続 ②私立小・中学校への振興助成等の継続
8 三鷹らしい教育の実現	(1)三鷹らしい教育の実現	主要 ①教育ビジョンの推進 新・拡 ②三鷹らしい教育の実現をめざす教員等の育成 新・拡 ③ ICT を活用した特色ある学習環境整備の検討 ④学校自律経営支援予算の充実
	(2)地域との連携による学校教育の推進	主要 ①コミュニティ・スクールとしての学校運営協議会設置の推進 主要 ②教育・子育て研究所コース事業の拡充
	(3)教育に関する目標管理と評価システムの検討	主要 ①教育に関するモニタリングシステムの構築
	(4)小・中一貫教育の推進・充実	主要 ①小・中一貫教育校の全市展開
	(5)幼稚園・保育園と小学校との相互連携教育と交流の促進	主要 ①幼稚園・保育園と小学校の連携教育の促進
	(6)教育センターの充実	主要 ①教育ネットワークの充実 新・拡 ②教育センターの充実
	(7)研究・研修機能の強化	①学習指導の改善・充実
9 高等教育等の充実	(1)市内大学等との連携	①三鷹ネットワーク大学との協働による市内大学等との連携
	(2)奨学金制度の拡充等	①奨学金制度の拡充の検討
	(3)私立高校への助成	①私立高校への助成の継続

主要：主要事業

新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 3-(1)-① 私立幼稚園と保育園との機能連携の研究

預かり保育の拡充等による幼稚園の預かり時間延長の動向等を受けて、私立幼稚園と保育園が相互に協力し、その特性を活かしながらも機能的に連携していく方向性の研究を行います。

(市・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
私立幼稚園と保育園との機能連携の研究	継続	検討	継続	→		

■ 4-(1)-① 人権教育の充実

日本国憲法及び教育基本法、子どもの権利条約等の精神や「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を踏まえ、学校教育全体を通して、一人ひとりの児童・生徒が、人権・民族・性別等を異にすることによって、偏見をもったり差別をしたりしない人権教育を推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
人権教育の充実	充実	充実	充実	→		

4-(1)-② 情報教育の充実

急激な情報技術革命に対応した児童生徒の情報活用能力の向上や、情報を扱う上でのマナーやプライバシーの問題等について学ぶ機会を積極的に推進するため、情報教育の充実を図るとともに、情報機器等の整備を一層進めます。

(市・都・国・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
教育用コンピュータ整備事業	パソコン設置・維持管理	学校教育用コンピュータ整備	設置 維持・管理	維持・管理		

4-(2)-① 少人数指導へのボランティア等の導入推進

児童・生徒一人ひとりの個性・能力を一層伸ばす教育を実現するため、学級の枠を超えた少人数の学習グループを弾力的に編成し、市民によるボランティアや市内及び周辺の大学等と連携した学生ボランティアの活用など、きめ細かな指導を支援する体制を強化し、教科の担任教諭を中心に複数の講師がかかる少人数指導による授業を推進します。

また、小学校入学時の学校生活への適応を円滑に行うため、小学校1年生担任へのサポートのための体制づくりを推進します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
少人数指導へのボランティア等の導入推進	充実	充実	充実			

6-(1)-① 一人ひとりのニーズに応える教育支援の推進

6-(1)-② 教育支援が必要な児童・生徒への学習支援等の推進

児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育支援を実現するために、学習面や生活面における実態把握を行い、個別指導計画、個別の教育支援計画のもとに、継続的・系統的な支援を行います。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
個別指導計画の作成	支援が必要なすべての児童・生徒に作成	教育支援学級実施	通常の学級一部実施		すべての児童・生徒に作成	
個別の教育支援計画の作成	支援が必要なすべての児童・生徒に作成	教育支援学級一部実施	教育支援学級実施	通常の学級一部実施	すべての児童・生徒に作成	

6-(1)-③ 計画的な教育支援学級の設置

三鷹市においては、教育支援学級が各中学校区でセンター的機能を発揮するため、中学校区における教育支援学級の計画的な設置を行います。あわせて、教育支援における重要な課題である教育支援学級の大規模化の解消を図っていきます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
中学校区における計画的な教育支援学級の設置	設置	東台小 固定学級開設	六中通級学級開設	高山小、 四中 固定学級 開設	小・中の 教育支援 学級開設	

8-(1)-① 教育ビジョンの推進

市の地域特性を生かし、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの「人間力」と「社会力」を一層

育成していくことを基本的な視点におき、三鷹の教育がめざす基本的かつ総合的な構想として、「教育ビジョン」を策定しました。ここに掲げる施策については、毎年度、教育委員会が定める「基本方針と事業計画」に反映して、実施します。

(市・市民・関係団体・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
教育ビジョンの推進	推進	推進	19 推進			

8-(2)-① コミュニティ・スクールとしての学校運営協議会設置の推進

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められた「学校運営協議会」の設置を推進し、その機能の充実を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
コミュニティ・スクールとしての学校運営協議会設置の推進・充実	推進・充実	推進	19 推進			22 充実

8-(2)-② 教育・子育て研究所コース事業の拡充

三鷹ネットワーク大学との連携により平成18年度から実施している教育・子育て研究所コース事業を拡充し、「みたか教師力養成講座」「みたか教師力錬成講座」「みたか学校支援者養成講座」などを実施します。これにより、三鷹らしい教育を理解し実現するための人財を育成します。また、地域の特色ある産業等を活用したキャリア教育プログラムを継続的に実施し、小・中学生への職業教育を行います。

(市・関係機関・関係団体・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
三鷹ならではの教育を実現するための人財育成	継続		19 開始	20 継続	21	22

8-(3)-① 教育に関するモニタリングシステムの構築

学校についての情報共有を促進するためのモニタリングシステム(計画・実施・点検・改善)を構築して、経営的視点を取り込んだ学校運営を推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
教育に関するモニタリングシステムの構築	実施	調査・研究	19 調査・研究	20 本格実施	21	22

8-(4)-① 小・中一貫教育校の全市展開

豊かな心をもち、心身ともに健康で、たくましく生きる児童・生徒を育成するため、義務教育9年間を通した一貫カリキュラムのもとに、小・中学校間の児童・生徒や教員の連携・交流を図るとともに、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」を取り入れた小・中一貫教育を推進していきます。また、平成18年4月に開園した、小・中一貫教育校「にしみたか学園」の実践と検証を踏まえて、市内の全ての小・中学校で小・中一貫教育校を開校します。

また、児童・生徒の学力の向上、生活指導の充実や教員の授業改善に向けた支援のための体制整備について検討を行います。さらに、コミュニティ・スクール等の推進に向けて、教員等が海外における先進事例を調査研究する制度の創設を検討します。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
小・中一貫教育校の全市展開	開設・検証・拡大	モデル校開設の 実践 (二中学区)	19 実践・検証	20 実践・検証 ・開設 (一中学区 ・六中学区 ・七中学区)	21 実践・検証 ・開設 (三中学区 ・四中学区 ・五中学区)	22 実践・検証

8-(5)-① 幼稚園・保育園と小学校の連携教育の促進

幼稚園・保育園における幼児期にふさわしい主体的な遊びや生活を通じた総合的な学びから、小学校における児童期にふさわしい集団生活や学習等への移行が円滑に行われるように、相互の連携と交流を促進します。「三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携検討委員会」の報告書を踏まえて実施するモデル事業の評価・検証を行い、中学校区を単位としたブロックの中で、幼・保・小の連携と交流促進を継続的に進めます。

(市・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
幼・保・小連携の促進	連携の促進	モデル事業 検討	19 モデル事業 実施	20 モデル事業 の評価・ 検証	21 連携の促進	22

8-(6)-① 教育ネットワークの充実

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の教育活動を支える情報システムとして、ユビキタス・コミュニティ推進事業のなかで取り組む地域 SNS を活用した学校と家庭・地域の情報交流のための学校(学園)ポータルサイトを構築し、また授業用の教育コンテンツ及び教員用校務システムなどを整備することにより、便利さ楽しさを実感できる教育環境の実現をめざすとともに、情報セキュリティの向上に向けた取り組みを推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
教育ネットワークの充実	ネットワークの充実		19 モデル校に よる実施	20 実施校拡大	21	22

V 新規・拡充事業の内容

2-(1)-① 保育ニーズに合わせた保育園の配置

多様化する保育ニーズに対応するため、市立保育園の定員や延長保育等の拡充を行うとともに、公設民営型の保育園など民間活力の導入、私立幼稚園と保育園との連携と役割分担の検討などによって、適正な保育園の配置に努めます。

(市・民間・NPO等・関係機関・関係団体)

4-(1)-③ 科学教育の充実

小・中学生の理科・科学離れの防止と科学リテラシーの向上をめざして、理科・科学技術に関する教員研修の充実や小・中学校への科学技術に関する専門家の派遣、デジタルコンテンツや望遠鏡などの活用に関するサポート人材の育成などについて、国立天文台を中心とした三鷹ネットワーク大学に参加する教育・研究機関と連携して科学教育の充実を図ります。

(市・関係団体)

■ 4-(1)-④ 教員用コンピュータの整備

市立小・中学校の教員間、学校間等の情報連絡の円滑化と校務の効率化を図るため、教員用コンピュータの整備を進めます。

(市)

■ 4-(1)-⑤ 食育の推進

「食育基本法」の趣旨を踏まえ、新たに定めた「三鷹市立学校における食育の推進に関する指針」に基づき各校において全体計画等を策定し指導体制を整備するとともに、家庭・幼稚園・保育園・学校・地域・企業などと連携して食の安全や大切さを学ぶための食育を推進します。また、増加する食物アレルギーについても、各校個別に対応していますが、ガイドラインを作成し、その充実を図ります。

(市・関係団体)

■ 6-(2)-① 海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実

各学校に在籍している外国籍児童・生徒などで、日本語が不自由なことにより、学習に支障をきたさないよう、日本語指導等の学習援助の充実を図ります。

(市)

■ 8-(1)-② 三鷹らしい教育の実現をめざす教員等の育成

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を全市展開して、教育内容の一層の充実を図るためには、三鷹の小・中一貫教育校の意義を理解し、意欲のある教員を採用・育成すること、また、学校教育活動への支援者を養成していくことが重要です。そのために、三鷹ネットワーク大学と連携し、教員のインターンシップ制度や教員の専門性を高める研修制度の確立、団塊の世代等の市民を対象に、指導者や支援者を育成するための研修を行います。

(市・関係団体)

■ 8-(1)-③ ICTを活用した特色ある学習環境整備の検討

今後の学習指導要領の改訂による授業時間数の増加に伴う学習活動への対応策として、ICTを活用した特色ある学習環境を整備します。具体的には、児童・生徒が学ぶ力を高めるために、家庭や学校、インターネット設備のある公共施設等から、教育委員会指定のサーバーにアクセスし、e-ラーニングによる授業が受けられる学習システムの構築を検討します。

(市)

■ 8-(6)-② 教育センターの充実

授業内容や教師の質の向上を図るため、教科研究などの教育センターの機能を充実させるとともに、学識経験者や市民、児童・生徒の参加も含めた、三鷹らしい教育のための研究・研修機能の強化を図ります。また、教育・子育て研究所の設置後は同研究所との連携を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・学識者)

第4 安全で開かれた学校環境の整備

いきいきと子どもが輝く
教育・子育て支援のまちをつくる

I 基本的な考え方

学校は、児童・生徒にとって快適で質の高い教育環境であるとともに、市民に対して開かれた多機能な地域の拠点施設としての役割があります。そのため、計画的な耐震補強工事を行うとともに、耐震診断の結果により建替えを要することとされた学校については、補強工事に比べて対応に時間を要することから優先的な取り組みを進めていきます。また、健康への影響を考慮し、化学物質や有害物質を抑制した整備を進めていきます。そうした中で、小・中学校の「学校公園化」を推進し、運動場の芝生化や壁面の緑化を進め、都市化されたまちの中の貴重なオープンスペースとして校庭の開放や、学校図書館、校舎等の開放、また、地域の防災拠点としての活用など、各学校と地域の特性に合わせて地域活動の拠点として充実を図っていきます。

校庭遊び場開放事業との一体化も完了した地域子どもクラブについては、設置した全公立小学校において保護者、地域団体、学校等の連携により

安定した運営を図り、学校を拠点に活動する団体との連携の拡大を検討し、子どもの安全で安心な活動拠点としての充実を図ります。

中学校については、成人を中心とした幅広い年齢層の利用を想定し、主に地域の生涯学習の拠点、ボランティアなどの地域福祉の拠点、文化・スポーツの拠点として整備、開放を進めます。

学校図書館については、すべての小・中学校の整備により、授業での積極的な活用に加えて、小学校では未就学児童を中心に、中学校では大人を中心とした利用に供する方策を視野に入れて、地域開放を進めます。

子どもたちの学びと育ちの場の安全確保に向けて、学校や幼稚園、保育園等の安全対策を強化するために生活安全推進協議会や安全安心・市民協働パトロールとの連携を深め、地域社会全体で子どもを安全に育む土壌を構築し、安心して子どもを育てることのできるまちづくりを進めます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
開放された学校施設の利用者数	174,797人	350,240人	384,000人	419,000人

校庭・体育館・余裕教室・特別教室・学校図書館等について、市立小・中学校の開放度を示す指標です。地域の拠点施設としての学校開放をめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
学校施設の耐震化率	45.6%	57.0%	64.6%	93.7%

耐震化率は、小・中学校の耐震化進捗状況を示す指標です。耐震補強工事を推進し、学校施設の安全性の向上を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
地域子どもクラブ事業の参加者数	—	2,766人	130,648人	180,000人

各地域子どもクラブ事業で行っている、地域活動・育成活動への子どもたちの参加を示す指標です。学校・家庭・地域との連携・協力により、放課後の子どもの居場所づくり事業の充実をめざします。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 安全で地域に開かれた学校施設等の整備	(1) 学校教育施設等の安全性の確保	主要 ①学校、保育園等の安全対策の充実 主要 ②安全に配慮した学校公園化の推進
	(2) 関係機関との連携強化	主要 ①生活安全推進協議会等との連携 主要 ②子どもを育む地域社会づくりの推進 主要 ③みたか子ども避難所の拡充
2 学校施設の耐震化と学校公園化の推進	(1) 学校施設の耐震化と施設環境の整備	主要 ①学校施設の耐震補強工事・改修工事等の計画的な実施 ②学校施設の整備 ③校庭の拡張・学校借用地の買収
	(2) 学校公園化の推進	主要 ①学校公園化の推進 主要 ②学校における屋外運動場の芝生化・壁面緑化等の推進
	(3) 周辺環境の一体的整備	①公共施設の設定・改修における景観配慮の実施 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照)
3 学校の地域拠点化	(1) 学校開放の充実・整備	①校庭の開放 ②体育館の開放 ③特別教室の開放 ④余裕教室の地域活用等の推進
	(2) 子どもの安全・安心な活動拠点としての地域開放	主要 ①子どもの安全・安心な活動拠点としての学校開放の充実 ②地域子どもクラブと学校を拠点として活動する青少年団体等との連携
	(3) 生涯学習拠点としての地域開放	新・拡 ①生涯学習施設としての学校開放の推進 (「第7部-第1 生涯学習の推進」参照)
	(4) 福祉拠点としての地域開放	新・拡 ①小・中学校の地域福祉の拠点化 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	(5) 文化・スポーツ拠点としての地域開放	①特別教室の活用 ②体育館等スポーツ施設の活用
	(6) 地域の防災拠点化	①学校施設の防災拠点化の推進 (「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)
	(7) 学校図書館の整備と地域開放の実施	主要 ①学校図書館の全小・中学校への配置 主要 ②授業での積極的活用 主要 ③学校図書館の地域開放と市立図書館等との連携
	(8) 地域における人財の活用	新・拡 ①地域における人財の活用
4 魅力ある学校環境の整備	(1) 学校給食の充実	新・拡 ①給食施設・設備の改善 ②三鷹産野菜の活用
	(2) 教育備品の充実・整備	①教育備品の充実・整備
5 地域子どもクラブ事業の拡充と学童保育所の充実	(1) 地域子どもクラブ事業の拡充	主要 ①地域子どもクラブ事業の拡充 主要 ②学童保育所・児童館・すくすくひろば等との連携
	(2) 学童保育所の充実	主要 ①学童保育所の整備 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
6 校外学習施設の充実	(1) 川上郷自然の村の充実	新・拡 ①川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営 新・拡 ②川上郷自然の村の計画的な施設改修

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

- 1-(1)-① 学校、保育園等の安全対策の充実
- 1-(1)-② 安全に配慮した学校公園化の推進
- 1-(2)-① 生活安全推進協議会等との連携
- 1-(2)-② 子どもを育む地域社会づくりの推進
- 1-(2)-③ みたか子ども避難所の拡充

学校や保育園等の子どもの通う公共施設の安全を確保するため、健康に影響を及ぼす化学物質や有害物質を抑制した学校環境の整備を進めます。また、児童・生徒の安全性を高めるため、平成18年度には小学校への学校安全推進員（スクールエンジェルス）の配置及び小・中学校全校への防犯カメラの設置を完了しました。さらに、非常通報装置「学校110番」を活用しながら「セーフティ教室」などの防犯訓練を実施していきます。

市内に在住・在学する児童・生徒に防犯ブザーを貸与するとともに、生活安全推進協議会及び安全安心・市民協働パトロールとの連携を図り、市民の協力を得ながら、子どもを育む地域社会づくりを推進します。また、子どもたちの安全確保のための対策として、学校・PTA等の保護者会・地域育成団体による子どもの避難所づくりの活動を支援し、拡充を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
安全で開かれた学校施設等の整備	充実	実施	充実	→		
みたか子ども避難所の拡充	充実	充実	充実	→		

■ 2-(1)-① 学校施設の耐震補強工事・改修工事等の計画的な実施

学校施設の耐震補強工事については、耐震診断結果を踏まえて計画的な補強工事を行うとともに、効果的・効率的な手法を検討していきます。また、診断結果を踏まえ、さらにバリアフリー化・防災体制の確立などの観点から検討した結果、東台小学校については早期に建替えを行います。なお老朽化した学校施設についても、計画的な改修工事の実施により、快適で質の高い教育環境の実現を図ります。

スーパーリニューアルについては、第一小学校の取り組みを踏まえて、設計内容・工法などの検証を行うなかで今後のあり方を検討します。

(市)



	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
第一小学校スーパーリ ニューアル整備事業 (事業費：約2億9千万円)	整備	外構工事完了	3期工事 竣工			
学校施設の耐震補強工事 (事業費：約25億3千万円)	12校実施	五小・六小・中原小		三小 七小 大沢台小 南浦小	東台小 体育館 羽沢小 一中 五中	二小
東台小学校校舎建替え工事 (事業費：約20億2千万円) ※平成22年度までの事業費	平成23年度完成に向けた 建設工事		検討・準備	現校舎解体 仮設校舎へ 移転	新校舎建設	

2-(2)-① 学校公園化の推進

2-(2)-② 学校における屋外運動場の芝生化・壁面緑化等の推進

学校を地域の拠点として多目的に活用していくため、運動場の芝生化・壁面緑化や学校周辺の緑化の推進、校庭・体育館など施設の地域開放を進めるとともに、地域子どもクラブ事業の拡充やコミュニティ・スクールの推進など、学校を拠点とした地域活動の充実を図ります。

(市・市民・関係団体・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
学校における屋外運動場の 芝生化・壁面緑化等の推進 (事業費：約1億4千万円)	推進		検討	1校	1校	検証・検討

3-(2)-① 子どもの安全・安心な活動拠点としての学校開放の充実

地域子どもクラブ事業を推進し、学校を拠点として活動する青少年活動団体等と連携を図り、学校を子どもの安全・安心な活動拠点として開放します。また、校庭だけでなく、学校図書館の開放や特別教室等の開放にも努め、学校を拠点に活動している団体等との連携について検討を進めます。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地域子どもクラブと学校を 拠点として活動する青少年 団体等との連携	連携	推進	推進			

- 3-(7)-① 学校図書館の全小・中学校への配置
- 3-(7)-② 授業での積極的活用
- 3-(7)-③ 学校図書館の地域開放と市立図書館等との連携

平成14年度までに全ての小・中学校に学校図書館を整備し、授業等で積極的に活用して児童・生徒の調べ学習や読書活動に供するとともに、平成15年度までに地域開放を実施しました。今後は、学校図書館相互のネットワークづくりを進めるとともに、小学校では未就学児童が親子で利用する方策を、また中学校では広く市民の利用に供する方策を視野に入れ、市立図書館とのネットワーク化を進めます。

(市・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 開放	20	21	22
学校図書館の整備と地域開放	整備・活用と地域開放	開放	→			

- 5-(1)-① 地域子どもクラブ事業の拡充
- 5-(1)-② 学童保育所・児童館・すくすくひろば等との連携

放課後や土曜・日曜日に子どもたちが遊びやスポーツ・学習を通じて仲間づくりができるよう、学校を拠点とした子どもの居場所として全15小学校に設置した地域子どもクラブを、保護者、地域団体、学校等の連携により安定した運営をめざします。また、学校開放事業や学童保育所、児童館、すくすくひろば等と連携した活動を進めます。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 充実	20	21	22
地域子どもクラブ事業の拡充	全校実施	充実 (全校設置済)	→			

V 新規・拡充事業の内容

- 3-(8)-① 地域における人財の活用

学校の地域拠点化に伴い、校庭遊び場開放など従来から市民参加によって実施されている事業をさらに拡充し、学校開放や地域子どもクラブ、様々な拠点としての開放と活用之际して、地域との連携に基づく人財の積極的な活用を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

- 4-(1)-① 給食施設・設備の改善

「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針」に基づき、給食内容の充実、安全・衛生管理の徹底を図るため、給食施設・設備の改善を計画的に実施します。

(市)

- 6-(1)-① 川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営
- 6-(2)-② 川上郷自然の村の計画的な施設改修

川上郷自然の村については、サービス向上とともに利用者拡大に努め、今後必要となる整備・改修等も含めた効率的な運営について検討します。

(市)